

2021年8月20日  
JP エネルギー株式会社

**2021年8月11日からの大雨により被災されたお客さま  
に対する電気料金等の特別措置を実施します。**

— 料金の支払期日等の延長、不使用月の料金の免除、工事費の免除などを実施 —

このたびの2021年8月11日からの大雨により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨の被害により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合には、特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

**1 特別措置の対象地域（2021年8月13日時点）**

災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村

<災害救助法が適用された市町村（※1）>

島根県：江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町

広島県：広島市、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町

福岡県：久留米市、八女市、みやま市

佐賀県：武雄市、嬉野市、杵島郡大町町

長崎県：雲仙市、南島原市

<災害救助法が適用された市町村の隣接市町村（※1）>

島根県：浜田市、益田市、大田市、邑智郡邑南町、飯石郡飯南町

広島県：呉市、東広島市、廿日市市、府中市、庄原市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、  
安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、世羅郡世羅町

福岡県：小郡市、朝倉市、うきは市、筑後市、大川市、柳川市、大牟田市、三井郡大刀洗町、  
八女郡広川町、三潞郡大木町

佐賀県：鳥栖市、神崎市、伊万里市、唐津市、多久市、鹿島市、三養基郡みやき町、  
西松浦郡有田町、杵島郡江北町・白石町

大分県：日田市

熊本県：山鹿市、玉名郡南関町・和水町

(注) ※1 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

災害救助法適用範囲(内閣府 HP) :

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

## 2 特別措置の内容および申込み方法

当社と電気のご契約を頂いている被災されたお客さまに対し、以下の特別措置を適用します。

### 1. 電気料金の支払期日(※2)の延長

2021年7月(支払期日が災害救助法適用日※3以降のものに限る。)、8月、9月、および10月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

### 2. 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

### 3. 工事費負担金(※4)の免除

2022年2月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

### 4. 臨時工事費(※4)の免除

2022年2月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

### 5. 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2022年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

### 6. 諸工料(※4)の免除

2022年2月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

(注) ※2 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※3 特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

※4 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

なお、特別措置の適用を希望されるお客さまは、以下の当社お客様センターまでお申込みください。

以上

JP エネルギー株式会社

連絡先：050-3160-8479（お客さまセンター）

 **JP ENERGY**